

◆所得金額

※以下の「令和3年中」で表す期間は、「令和3年1月1日から令和3年12月31日まで」の期間をいいます。

営業等	販売業、製造業、サービス業、建設業などの営業所得のほか外交員、ホステス、自由業などの所得。 収入金額：令和3年中の売上などの収入のほか、その営業に関連する各種の雑収入や、自家消費の商品の代価やリポートだけではなく、令和3年中に収入の確定した金額も含まれます。 必要経費：収入を得るために必要な経費に限られます。たとえば、生活費や所得税、市・県民税などは該当しません。 所得金額：収入金額から、必要経費、専従者控除額(下の※事業専従者参照)を差し引いた金額。																																																									
農業	農作物の生産、栽培、家畜、家きんの育成、肥育などによる所得。 必要経費：肥料費、種苗費、農薬費、減価償却費、土地改良費など。 (「収支内訳書」を作成し、申告書と一緒に提出してください。)																																																									
不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸ガレージ、貸地などによる所得。 必要経費：火災保険料、減価償却費、固定資産税、修繕費、借入金利子など。																																																									
配当	株式の配当金や出資の配当金などの所得。総合課税か分離課税を選択することができます。																																																									
給与	給料、賃金、賞与などの所得。給与所得の算出方法は下表のとおりです。 また、所得金額調整控除については右表のとおりです。 ※660万円以上のものについて算出した所得金額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。 令和4年度(令和3年分) 給与所得の速算表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>給与収入金額の合計額</th> <th>給与所得金額</th> </tr> <tr> <td>① 550,999円まで</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>② 551,000円から 1,618,999円まで</td> <td>収入金額-550,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 1,619,000円から 1,619,999円まで</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>④ 1,620,000円から 1,621,999円まで</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 1,622,000円から 1,623,999円まで</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 1,624,000円から 1,627,999円まで</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>⑦ 1,628,000円から 1,799,999円まで</td> <td>収入金額÷4(千円未満切り捨て)×2.4+100,000円</td> </tr> <tr> <td>⑧ 1,800,000円から 3,599,999円まで</td> <td>収入金額÷4(千円未満切り捨て)×2.8-80,000円</td> </tr> <tr> <td>⑨ 3,600,000円から 6,599,999円まで</td> <td>収入金額÷4(千円未満切り捨て)×3.2-440,000円</td> </tr> <tr> <td>⑩ 6,600,000円から 8,499,999円まで</td> <td>収入金額×90%-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>⑪ 8,500,000円から</td> <td>収入金額-1,950,000円</td> </tr> </table> <p>※給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得調整控除として給与所得金額から10万円を差し引く</p>	給与収入金額の合計額	給与所得金額	① 550,999円まで	0円	② 551,000円から 1,618,999円まで	収入金額-550,000円	③ 1,619,000円から 1,619,999円まで	1,069,000円	④ 1,620,000円から 1,621,999円まで	1,070,000円	⑤ 1,622,000円から 1,623,999円まで	1,072,000円	⑥ 1,624,000円から 1,627,999円まで	1,074,000円	⑦ 1,628,000円から 1,799,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×2.4+100,000円	⑧ 1,800,000円から 3,599,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×2.8-80,000円	⑨ 3,600,000円から 6,599,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×3.2-440,000円	⑩ 6,600,000円から 8,499,999円まで	収入金額×90%-1,100,000円	⑪ 8,500,000円から	収入金額-1,950,000円																																	
給与収入金額の合計額	給与所得金額																																																									
① 550,999円まで	0円																																																									
② 551,000円から 1,618,999円まで	収入金額-550,000円																																																									
③ 1,619,000円から 1,619,999円まで	1,069,000円																																																									
④ 1,620,000円から 1,621,999円まで	1,070,000円																																																									
⑤ 1,622,000円から 1,623,999円まで	1,072,000円																																																									
⑥ 1,624,000円から 1,627,999円まで	1,074,000円																																																									
⑦ 1,628,000円から 1,799,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×2.4+100,000円																																																									
⑧ 1,800,000円から 3,599,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×2.8-80,000円																																																									
⑨ 3,600,000円から 6,599,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×3.2-440,000円																																																									
⑩ 6,600,000円から 8,499,999円まで	収入金額×90%-1,100,000円																																																									
⑪ 8,500,000円から	収入金額-1,950,000円																																																									
雑	(公的年金等) 年金や恩給などの所得。 所得金額は右記の式で算出します。 65歳以上の方…昭和32年1月1日以前生 65歳未満の方…昭和32年1月2日以後生 ※公的年金等に係る雑所得金額の算出可能な最低所得は0円となります。 計算の結果、算出額が0円を下回る場合は公的年金等に係る雑所得金額は0円です。 (その他) 互助年金、原稿料、印税、講演料など一般に他の所得にあてはまらない所得。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳以上 (S32.1.1以前生)</td> <td>3,299,999円まで</td> <td>収入金額 - 1,100,000円</td> <td>収入金額 - 1,000,000円</td> <td>収入金額 - 900,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円から 4,099,999円まで</td> <td>収入金額 × 0.75 - 275,000円</td> <td>収入金額 × 0.75 - 175,000円</td> <td>収入金額 × 0.75 - 75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円から 7,699,999円まで</td> <td>収入金額 × 0.85 - 685,000円</td> <td>収入金額 × 0.85 - 585,000円</td> <td>収入金額 × 0.85 - 485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円から 9,999,999円まで</td> <td>収入金額 × 0.95 - 1,455,000円</td> <td>収入金額 × 0.95 - 1,355,000円</td> <td>収入金額 × 0.95 - 1,255,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳未満 (S32.1.2以後生)</td> <td>10,000,000円から</td> <td>収入金額 - 1,955,000円</td> <td>収入金額 - 1,855,000円</td> <td>収入金額 - 1,755,000円</td> </tr> <tr> <td>1,299,999円まで</td> <td>収入金額 - 600,000円</td> <td>収入金額 - 500,000円</td> <td>収入金額 - 400,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円から 4,099,999円まで</td> <td>収入金額 × 0.75 - 275,000円</td> <td>収入金額 × 0.75 - 175,000円</td> <td>収入金額 × 0.75 - 75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円から 7,699,999円まで</td> <td>収入金額 × 0.85 - 685,000円</td> <td>収入金額 × 0.85 - 585,000円</td> <td>収入金額 × 0.85 - 485,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,700,000円から 9,999,999円まで</td> <td>収入金額 × 0.95 - 1,455,000円</td> <td>収入金額 × 0.95 - 1,355,000円</td> <td>収入金額 × 0.95 - 1,255,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000,000円から</td> <td>収入金額 - 1,955,000円</td> <td>収入金額 - 1,855,000円</td> <td>収入金額 - 1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額			公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額					1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳以上 (S32.1.1以前生)	3,299,999円まで	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円	3,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円	65歳未満 (S32.1.2以後生)	10,000,000円から	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円	1,299,999円まで	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円	1,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円		7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円		10,000,000円から	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円
年齢	公的年金等の収入金額			公的年金等に係る雑所得金額																																																						
		公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額																																																								
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																						
65歳以上 (S32.1.1以前生)	3,299,999円まで	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円																																																						
	3,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円																																																						
	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円																																																						
	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円																																																						
65歳未満 (S32.1.2以後生)	10,000,000円から	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円																																																						
	1,299,999円まで	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円																																																						
	1,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円																																																						
	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円																																																						
	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円																																																						
	10,000,000円から	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円																																																						
所得金額調整控除	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得金額調整控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合、★1の所得金額調整控除額を給与所得から控除する。 (1)本人が特別障害者に該当する者 (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する者 (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 ★1所得金額調整控除額=(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10% (注1)この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、★2の所得金額調整控除額を給与所得から控除する。 ★2所得金額調整控除額=給与所得控除後の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円 (注2)上記1.の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所得金額調整控除		1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合、★1の所得金額調整控除額を給与所得から控除する。 (1)本人が特別障害者に該当する者 (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する者 (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 ★1所得金額調整控除額=(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10% (注1)この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はない。		2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、★2の所得金額調整控除額を給与所得から控除する。 ★2所得金額調整控除額=給与所得控除後の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円 (注2)上記1.の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除する。																																																				
所得金額調整控除																																																										
1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合、★1の所得金額調整控除額を給与所得から控除する。 (1)本人が特別障害者に該当する者 (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する者 (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 ★1所得金額調整控除額=(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10% (注1)この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はない。																																																										
2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、★2の所得金額調整控除額を給与所得から控除する。 ★2所得金額調整控除額=給与所得控除後の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円 (注2)上記1.の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除する。																																																										
総合課税の譲渡一時	営業権、特許権、車輛、機械器具などの譲渡による所得(土地や建物など分離課税される資産以外の資産)																																																									
分離課税の譲渡	保険等の満期払戻金、賞金、懸賞当選金、競馬などの払戻金のような一時的な所得。																																																									
※事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳未満を除く)で、あなたの事業に令和3年中に6ヶ月を超える期間従事した方。1人につき配偶者最高86万円、その他の親族最高50万円が控除されます。(配偶者控除、扶養控除を受ける方は除かれます。)																																																									

◆所得から差し引かれる金額

社会保険料控除 領収書・証明書・納税通知書をご持参ください	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料(健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、厚生年金、農業者年金保険料など)であなたが令和3年中に支払った金額が控除になります。																												
小規模企業共済等掛金控除 領収書をご持参ください	小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金や個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金で令和3年中に支払った金額が控除されます。																												
生命保険料控除 支払額証明書をご持参ください [平成25年度(24年分)から、控除適用限度額が変更となり、入院・通院等にかかる保険料に対して「介護医療保険料控除」が新設されました]	<p>受取人があなたかあなたの配偶者、その他の親族となっている生命保険契約及び介護医療保険契約、個人年金保険契約について、令和3年中にあなたが支払った生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料があるとき記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">(新制度)平成24年1月1日以降の締結分</th> <th colspan="2">(旧制度)平成23年12月31日以前の締結分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)それぞれに適用</th> <th colspan="2">一般の保険料(生命・個人年金)それぞれに適用</th> </tr> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円</td> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円</td> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律に28,000円</td> <td>70,000円超</td> <td>一律に35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)あわせて最高限度額70,000円</p> <p>※「新制度」と「旧制度」の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額は、「新制度」の控除限度額が適用されるが、一般・個人については旧制度のみで計算した控除額が新旧両方で計算した控除額よりも有利になっている場合、旧制度のみを選択できる。</p>	(新制度)平成24年1月1日以降の締結分		(旧制度)平成23年12月31日以前の締結分		一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)それぞれに適用		一般の保険料(生命・個人年金)それぞれに適用		支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額	12,000円超 32,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円	15,000円超 40,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円	32,000円超 56,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円	40,000円超 70,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円	56,000円超	一律に28,000円	70,000円超	一律に35,000円
(新制度)平成24年1月1日以降の締結分		(旧制度)平成23年12月31日以前の締結分																											
一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)それぞれに適用		一般の保険料(生命・個人年金)それぞれに適用																											
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額																										
12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額																										
12,000円超 32,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円	15,000円超 40,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円																										
32,000円超 56,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円	40,000円超 70,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円																										
56,000円超	一律に28,000円	70,000円超	一律に35,000円																										
地震保険料控除 右の表により算出した額を記載してください 支払額証明書をご持参ください	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が所有している居住用家屋・生活用資産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火または津波などを原因とする火災、損壊などによる損害額を補填する契約の保険料や共済掛金について、令和3年中に支払った額があるとき記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 地震保険契約</td> <td>支払保険料の金額×1/2(25,000円限度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 旧長期損害保険契約 ※経過措置でH18.12.31までの契約に限ります。</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>(支払った保険料の金額)×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000円超</td> <td>一律に10,000円</td> </tr> <tr> <td>①、②の両方がある場合</td> <td colspan="2">①、②のそれぞれの計算した金額の合計額(最高限度25,000円) 一つの保険契約で①②両方の契約に該当する場合、いずれか一つの契約のみ対象となります。</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額	① 地震保険契約	支払保険料の金額×1/2(25,000円限度)		② 旧長期損害保険契約 ※経過措置でH18.12.31までの契約に限ります。	5,000円以下	支払った保険料の金額	5,000円超15,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/2+2,500円		15,000円超	一律に10,000円	①、②の両方がある場合	①、②のそれぞれの計算した金額の合計額(最高限度25,000円) 一つの保険契約で①②両方の契約に該当する場合、いずれか一つの契約のみ対象となります。												
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額																											
① 地震保険契約	支払保険料の金額×1/2(25,000円限度)																												
② 旧長期損害保険契約 ※経過措置でH18.12.31までの契約に限ります。	5,000円以下	支払った保険料の金額																											
	5,000円超15,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/2+2,500円																											
	15,000円超	一律に10,000円																											
①、②の両方がある場合	①、②のそれぞれの計算した金額の合計額(最高限度25,000円) 一つの保険契約で①②両方の契約に該当する場合、いずれか一つの契約のみ対象となります。																												

<p>寡婦控除 ひとり親控除</p> <p>該当する方は □に✓してください</p>	<p>【寡婦】控除額は26万円です。夫と死別(生死不明を含む)で事実婚状態でない方か、離婚後事実婚状態ではない方で総所得金額等が48万円以下の扶養親族を有する方。</p> <p>【ひとり親】控除額は30万円です。未婚・離婚・死別(生死不明を含む)の事実婚状態でない方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(そのほかの扶養親族とされているものを除く)を有する方。</p> <p>なお、寡婦控除とひとり親控除は共通して納税義務者本人の合計所得金額が500万円以下でないと適用できません。</p>																																															
<p>障害者控除</p> <p>該当する方は氏名・障害の程度を記載してください 手帳などをご持参ください</p>	<p>あなたや控除対象配偶者(同一生計配偶者)、または扶養親族に障害がある場合、控除を受けることができます。障害者の範囲は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方や福祉事務所長の認定を受けた方などです。</p> <table border="1" data-bbox="1087 468 1980 706"> <thead> <tr> <th>控除区分</th> <th>等級</th> <th>同居していない</th> <th>同居</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害者</td> <td>(身体)3級以下 (精神)2~3級 (療育)B (戦傷病)第4項症以下</td> <td></td> <td></td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別障害者</td> <td rowspan="2">(身体)1・2級または寝たきり (精神)1級 (療育)A (戦傷病)特別項症~第3項症</td> <td>同居していない</td> <td></td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同居</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」も適用可能</p>	控除区分	等級	同居していない	同居	控除額	普通障害者	(身体)3級以下 (精神)2~3級 (療育)B (戦傷病)第4項症以下			26万円	特別障害者	(身体)1・2級または寝たきり (精神)1級 (療育)A (戦傷病)特別項症~第3項症	同居していない		30万円		同居	53万円																													
控除区分	等級	同居していない	同居	控除額																																												
普通障害者	(身体)3級以下 (精神)2~3級 (療育)B (戦傷病)第4項症以下			26万円																																												
特別障害者	(身体)1・2級または寝たきり (精神)1級 (療育)A (戦傷病)特別項症~第3項症	同居していない		30万円																																												
			同居	53万円																																												
<p>勤労学生控除</p> <p>該当する方は、□に✓し 学校名を記入してください 学生証をご持参ください</p>	<p>あなたが大学、高校などの学生で、令和3年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合には控除を受けることができます。控除額は26万円です。専修学校等の生徒であるときは、履修課程の証明書の写し及び在学証明書が必要です。</p>																																															
<p>配偶者控除 (同一生計配偶者)</p> <p>該当する方は 氏名等を記載 してください</p>	<p>あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係、ほかの方の扶養親族とされる方、青色・白色専従者は除く)で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、控除を受けることができます。控除額については右表のとおりです。ただし、令和3年中のあなたの合計所得金額が1,000万円を超えると控除は適用されませんが、合計所得金額48万円以下の配偶者(同一生計配偶者)が障害者手帳をお持ちの場合、障害者控除を受けることができます。</p> <table border="1" data-bbox="1346 884 1919 1101"> <thead> <tr> <th rowspan="2">あなたの合計所得金額</th> <th>一般</th> <th>老人 ※70歳以上</th> </tr> <tr> <th colspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	一般	老人 ※70歳以上	控除額		900万円以下	33万円	38万円	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円																																	
あなたの合計所得金額	一般		老人 ※70歳以上																																													
	控除額																																															
900万円以下	33万円	38万円																																														
900万円超 950万円以下	22万円	26万円																																														
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円																																														
<p>配偶者特別控除</p> <p>配偶者の源泉徴収票等をご持参ください</p>	<p>あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係、控除対象配偶者、ほかの方の扶養親族とされる方、青色・白色専従者は除く)を有し、あなたの令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合、控除を受けることができます。控除額については次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="422 1234 1959 1614"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額																																															
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																													
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																													
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																													
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																													
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																													
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																													
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																													
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																													
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																													
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																													
133万円超	0円	0円	0円																																													
<p>扶養控除</p> <p>該当する方は 氏名等を記載してください</p>	<p>令和3年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族(ほかの方の扶養親族とされる方、青色・白色専従者は除く)がいる場合は、その方の氏名、続柄、生年月日およびマイナンバーを記入してください。なお、同一世帯でない方については住所を記入してください。 ※同居老親等とは、あなたまたは配偶者の直系尊属で同居を常況としている老人扶養親族をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="1224 1647 1944 1902"> <thead> <tr> <th colspan="2">扶養の種類</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般の扶養親族 (S27.1.2~H11.1.1生、H15.1.2~H18.1.1生)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定扶養親族 (H11.1.2~H15.1.1生)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族 (S27.1.1以前生)</td> <td>同居老親等以外の者</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養の種類		控除額	一般の扶養親族 (S27.1.2~H11.1.1生、H15.1.2~H18.1.1生)		33万円	特定扶養親族 (H11.1.2~H15.1.1生)		45万円	老人扶養親族 (S27.1.1以前生)	同居老親等以外の者	38万円	同居老親等	45万円																																	
扶養の種類		控除額																																														
一般の扶養親族 (S27.1.2~H11.1.1生、H15.1.2~H18.1.1生)		33万円																																														
特定扶養親族 (H11.1.2~H15.1.1生)		45万円																																														
老人扶養親族 (S27.1.1以前生)	同居老親等以外の者	38万円																																														
	同居老親等	45万円																																														
<p>16歳未満の扶養親族</p> <p>該当する方は 氏名等を記載してください</p>	<p>平成18年1月2日以降に生まれた16歳未満の扶養親族については控除額の適用はありませんが、市・県民税の均等割・所得割の課税判定基準に影響がある場合があります。 ※16歳未満の扶養親族に障害がある場合、障害者控除を受けることができます。</p>																																															
<p>基礎控除</p>	<p>合計所得金額が2,400万円以下の方には43万円適用されます。2,400万円を超えるとその合計所得金額に応じて控除額が逡減します。</p>																																															
<p>雑損控除</p> <p>り災証明書と領収書をご持参ください</p>	<p>令和3年中に災害等により資産(住宅や家財、車両等)に損失を受けた場合には、{(損害額ー保険金等による補てん額)ー総所得金額等の10%}または(災害関連支出の金額ー5万円)のいずれが多い方が控除額となります。 ※棚卸資産や事業用固定資産等、生活に通常必要でない資産(1個30万円以上の貴金属や骨董等)は対象になりません。</p>																																															
<p>医療費控除</p> <p>【医療費控除】 医療費の明細書と医療費通知をご持参ください 【医療費控除の特例】 セルフメディケーション税制の明細書と健康診断の通知表等をご持参ください 区分欄に「1」を記入してください</p>	<p>【医療費控除】あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために令和3年中に病院などに支払った医療費が、あなたの総所得金額等の5%(5%の金額が10万円を超える場合は10万円)を超える場合、その超えた金額が控除額です。限度額は200万円です。 【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)※H29年分~R3年分(R8年分まで延長)】健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組(定期健康診断、がん検診など)を行う方で、あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために令和3年中に特定一般用医薬品等購入費を支払った金額が1万2千円を超える場合、その超えた金額が控除額です。限度額は8万8千円です。 ※医療費控除と医療費控除の特例の両方を受けることはできません。どちらか一方の選択になります。</p>																																															

◆税額から差し引かれる金額

<p>寄附金税額控除</p> <p>該当する方は2表の寄附金に関する事項を記載して領収書をご持参ください</p>	<p>あなたが福島県共同募金会、日本赤十字社福島県支部及び県・市が条例で定めた施設等に対して寄附をした場合には、寄附金か総所得金額等の30%のどちらか低い方の金額から、2千円を差し引き10%を乗じた額が控除額となります。 また、総務大臣の指定を受けた都道府県・市町村又は特別区に対して寄附をした場合には、(寄附金ー2千円)×(90%ー所得税の限度税率)で算出した額が加算されます。(所得割額の2割が限度です)</p>
---	--